B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式Ⅱ

B ＝ b1 ／ 0.05067 ×（b2 × 17.825 ＋ 0.891）×（b3 × 318.471 － 316.481）

b1 ／ 0.05067 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、（b2 × 17.825 ＋ 0.891）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、（b3 × 318.471 － 316.481）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 1 とする。

算式Ⅱの符号

b1　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年 6 月 1 日から令和2年 3 月 31 日までの期間に調査して公表された当該市町村における民営事業所数を当該市町村の人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 1 に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口）で除して得た数（小数点以下 5 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

b2　経済センサス活動調査規則によつて公表された当該市町村における平成 28 年 6 月 1 日現在における農業、林業及び漁業の民営事業所数の合計を、同令によつて公表された当該市町村における同日現在における個人事業所数、法人事業所数及び法人でない団体の事業所数の合計（事業内容等不詳事業所を除く。）で除して得た数（小数点以下 5 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

b3　中小企業庁によつて公表された平成 28 年 6 月時点の当該市町村の中小企業数（民営及び非一次産業に限る。）を、同庁によつて公表された同月時点の当該市町村の企業数（民営及び非一次産業に限る。）で除して得た数（小数点以下 5 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　α_1、α_2 又は α_3 のいずれか大きい率（ただし、平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.51 以上となる場合は 1.000 とする。）

α_1　過疎地域持続的発展法第 2 条第 1 項に基づく過疎地域の市町村、